


山菱電機株式会社を認定！

徳島県内
第30号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第30号として、山菱電機株式会社を平成26年1月10日付けで認定しました。

 徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成26年1月24日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける山菱電機株式会社の村瀬専務取締役（右）



次世代認定マーク「くるみん」

山菱電機株式会社の取組の概要

1 行動計画の期間

平成23年4月1日～平成25年11月30日までの2年8か月

2 行動計画の目標

- ① 従業員に対して、自治体で配布しているパンフレットやインターネットから取得した情報を提供する。
- ② 妊娠中や産休復帰後の女性従業員が気軽に相談できる窓口を設置する。
- ③ 男性従業員が育児休暇を取得できるよう啓蒙する。

3 取組結果

- ① 平成25年10月、育児に関する制度等についてまとめた資料を作成し、掲示により周知した。
- ② 平成25年10月、妊娠中や産休復帰後の女性従業員の相談窓口を設置し、掲示により周知した。
- ③ 平成25年10月、男性従業員の育児休業を推進する文書を作成し、掲示により周知した。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、時間単位での取得を可能としている。また、取得した日は有給とし、賞与、定期昇給、退職金の算定に当たっても通常の勤務をしたものとみなしている。
- ② 育児短時間勤務制度について、定期昇給及び退職金の算定に当たり、適用を受けた期間を通常の勤務をしたものとみなしている。
- ③ 年次有給休暇の権利発生のための算定に当たり、子の看護休暇を取得した日を出勤したものとみなしている。